盛土または切土をする土地の考え方

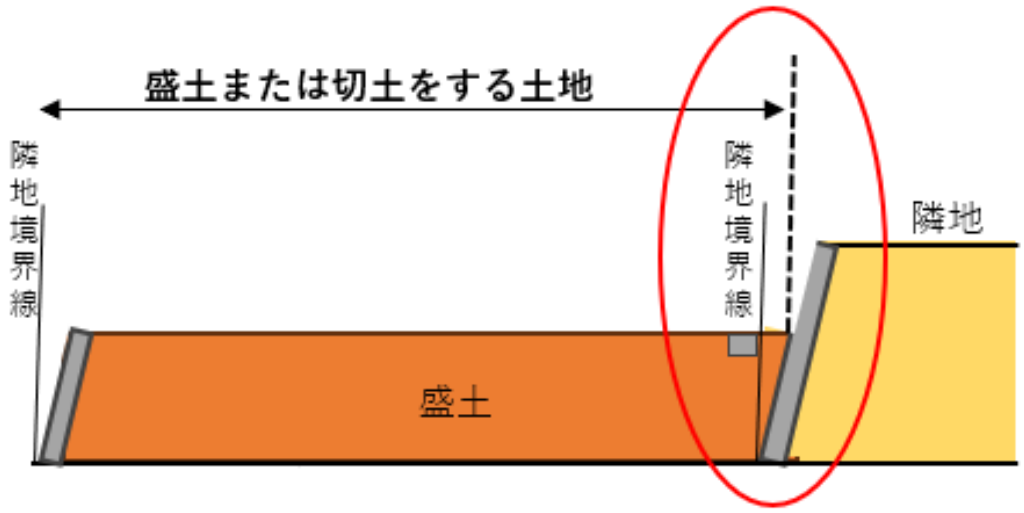

隣地の擁壁部分を埋めるなど、申請工事で盛土等を施工する部分は、予定する土地利用、使用者及び所有者等に関わらず、すべて「盛土または切土をする土地」として取り扱います。

申請書の土地の所在地及び地番に入れ、盛土または切土をする土地の面積に算入するほか、**登記事項証明書、土地の権利者の同意書が必要な土地**となります。
計画の際はご留意ください。